

## 商慣習法 No.11 ACCC

8 年程前に極東からオーストラリアへの船運賃の一斉に値上げ発表がありました。当然日系全ての船会社も値上げをしようと計画しておりました。一斉値上げしようとした船会社は Asia Australia Discussion Agreement (AADA) に加入しておりました。AADA 加盟船舶会社は船運賃を 10 割上乘せする事を発表致しました。

船会社は商慣習法で規定されている市場競争関連法から一部除外されておりますが、ACCC は 100% の運賃上乘せには懸念を示しました。もし、これが実施されますと、輸入業者、運送業者及び経済界から非難が寄せられ事が予想されておりました。

ACCC は AADA 同盟の廃止も眼中に入れて調査を始めました。同盟が廃止されれば商慣習法の例外規定が除外される懸念がありました。

本件で学ぶ事は商慣習法から除外されている場合でも、常識を超えた行為は法の悪用と看做され司法者に再考を促す可能性があるという事であります。

企業ホーム・ページ及び企業広告の弁護士認証をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555 0433294311

[Legal.one@advantagepartnership.net](mailto:Legal.one@advantagepartnership.net)

[www.advantagepartnership.net](http://www.advantagepartnership.net)

オーストラリア ニュー・サウス・ウェルズ シドニー  
アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所